

学校における医療的ケア

目的

医療的ケアを実施することにより、安全で安心な学校生活の中で、学習活動を保障します。

対象となる児童生徒

医師がいない状況でも、医師の指示に基づき医療的ケアが実施でき、学習活動に参加できる児童生徒。

実施することによる効果

- ◎ 授業の継続性の確保
- ◎ 訪問教育から通学への移行
- ◎ 登校日数の増加

看護師が行う医療的ケアの種類

医療的ケアの内容

- ・ 学校生活を送る上で必要不可欠なものに限ります。
 - ・ 在宅医療で認められている範囲内で、十分に安全を確保した上で医師の指示があった内容を実施します。
 - ・ 学校に勤務する看護師が実施できる医療的ケアに限ります。
- 痰等の吸引
 - 経管栄養（経鼻胃管・胃ろう・その他）
 - 導尿 ● 酸素吸入 ● 薬液噴霧吸入
 - 気管切開部の衛生管理
 - 人工呼吸器の作動等の確認と回路の管理
 - てんかん発作時の坐薬の挿入
 - その他（在宅医療で認められている範囲内）

医療的ケアを支える仕組み

医療的ケアにおける指導医

- ・ 主治医や学校医と連携
- ・ 定期的な巡回指導

看護師

- ・ 日常の医療的ケアの実施
- ・ 健康状態の引継ぎ

学校医

- ・ 定期健康診断
- ・ 保健管理について指導

担当教員・養護教諭

- ・ 日常の健康の把握
- ・ 健康状態の引継ぎ

主治医

- ・ 児童生徒や学校の状況を踏まえ、書面による指示（指示書）
- ・ 緊急時に係る指導・助言
- ・ 手技に関する看護師への指導

保護者

- ・ 医療的ケアに必要な物品等の準備

医療的ケア検討委員会

- ・ 主治医の指示書をもとに、医療的ケアが安全に実施できるかどうかを校内で検討し、決定します。

医療的ケアの実施に向けて（新入生編）

入学前



- 市町村教育委員会の就学相談
- 特別支援学校の教育相談
- 学校見学や一日入学等



- 「医療的ケア実施依頼書」を校長へ提出
- 「医療的ケアに関する指示書」を主治医より校長へ提出

医療的ケアの実施



- 日常の健康状態の把握 ● 必要な医療器具等の準備・管理 ● 緊急時の連携
- 登下校の送迎（常時医療的ケアが必要な場合） ● 「健康カード」の提出
- 看護師への健康状態の引継ぎ

準備期間（2週間～1か月）

- 看護師、養護教諭、担当教員への健康状態の引継ぎ
 - 看護師との手技の確認
- 一定期間付き添いをお願いするケースがあります。

- 医療的ケア検討委員会 ● 「医療的ケア実施通知書」の通知
- 各種マニュアルの作成 ● 医療的ケア実施の報告
- 主治医訪問（必要に応じて）



保護者

入学

学校

- 学校で必要な医療的ケアの概要を伺います。

